

University Academic Repository

A fragmentary chapter of the establishing process
of Crown Lands in Japan : Mr. Makibi Ooki's
survey in Gumma prefecture and his report

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2005-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Osawa, Satoru メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/147

御料地形成過程の一断章

—大木真備の群馬県巡回と復命書—

A fragmentary chapter of the establishing process of Crown Lands in Japan
— Mr. Makibi Ooki's survey in Gumma prefecture and his report —

大 澤 覚

Satoru Osawa

<要 約>

戦前期の皇室財産(御料地)は、憲法制定・議会開設を前にした明治22年前後に編入された。この概要は『皇室林野局五十年史』などでも知れるが、編入にあたっての巡回(現地調査)、復命の内容など、その具体的実態は未解明のままであった。そこで、本稿では、宮内庁が利用制限を解いた『地籍録』に基づいて、群馬県の場合の解明に取り組むこととした。

群馬県へは大木真備が派遣された。巡回に当たっては、県側に資料の提出を求め、27の対象箇所を決めて出発した。しかし、「巡回日誌」などは不明なので、これを埋める資料として、肥田長官宛の書簡2通を活用して行程やそこでの問題点を把握した。そして、大木の「復命書」によって、これまで「将来有益なる土地と然らざる土地とを区分し」と『明治天皇紀』に書かれていた内容の具体的把握をおこない、これに基づいて選定基準をまとめ、最後に、この根拠には楢取素彦の「意見書」があったことを述べてまとめとした。

<キーワード>

群馬県の御料地、地籍録、大木真備、復命書、選定基準、楢取素彦の「意見書」

はじめに

周知のように、戦前期の皇室財産は、憲法制定・議会開設を前にした明治22(1889)年前後に編入・設定された。ここでいう皇室財産とは、宮殿地など皇室が直接に使用するための第1類御料地ではなく、収益事業のための第2類御料地のことだが、この御料地は全体で154万町歩(≒ha)あり、その大半が林野で137万町歩あった。これをさらに大別すると、林地が長野・静岡・岐阜などの諸県に約40万町歩と北海道に約90万町歩、原野が関東・東北に約16万町歩あった。^{1) 2)}

ところが、現在では周知のことといてよいが、「御料地の面積反別及境界は御料局に保存する所の図面を以て標準とす」³⁾ といいつながら、実際は、御料地選定の時点では台帳となる正確な図面はなかったのである。^{4) 5)} そもそも、宮内省が近代的技術に基づいて御料地の

測量を実施するのは明治20年代後半以降である。つまり、編入後に確定作業をおこなったわけである。⁶⁾ そうすると、どのようにして、何をもとに編入の判断したかが問題となるが、これがこれまでわからないままになっていた。また、それが原因というべきか、推測による批判的叙述がこれまでもあった。⁷⁾

そこで、私は、『明治天皇紀 第七』の中の次の記述を頼りに解決方法を探してきた。

「是れより先、御料局をして関東・東北地方に在る百町歩以上の官有地を巡回調査せしめ、将来有益の地は皇宮地⁸⁾ 附属地と為し、是れに依りて帝室財産増加の計画を立てんとし、明治二十年十月、先づ群馬縣を調査せしめ、尋いで福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森・千葉・茨城等の諸縣に及ぼさしむ、仍りて御料局属大木真備、群馬縣下を調査すること三十余日、将来有益なる土地と然らざる土地とを区分し、同年十二月二十六日復命せり、是の日其の議に依り、同縣南北両勢多郡赤城山・西群馬郡榛名山其の他に於て、官有地総反別三万五千二百二十九町五畝二十八歩を皇宮地附属地に編入す、{以下略} ○地籍録・法規分類大全」(447～448ページ。下線部は大澤。以下同様)

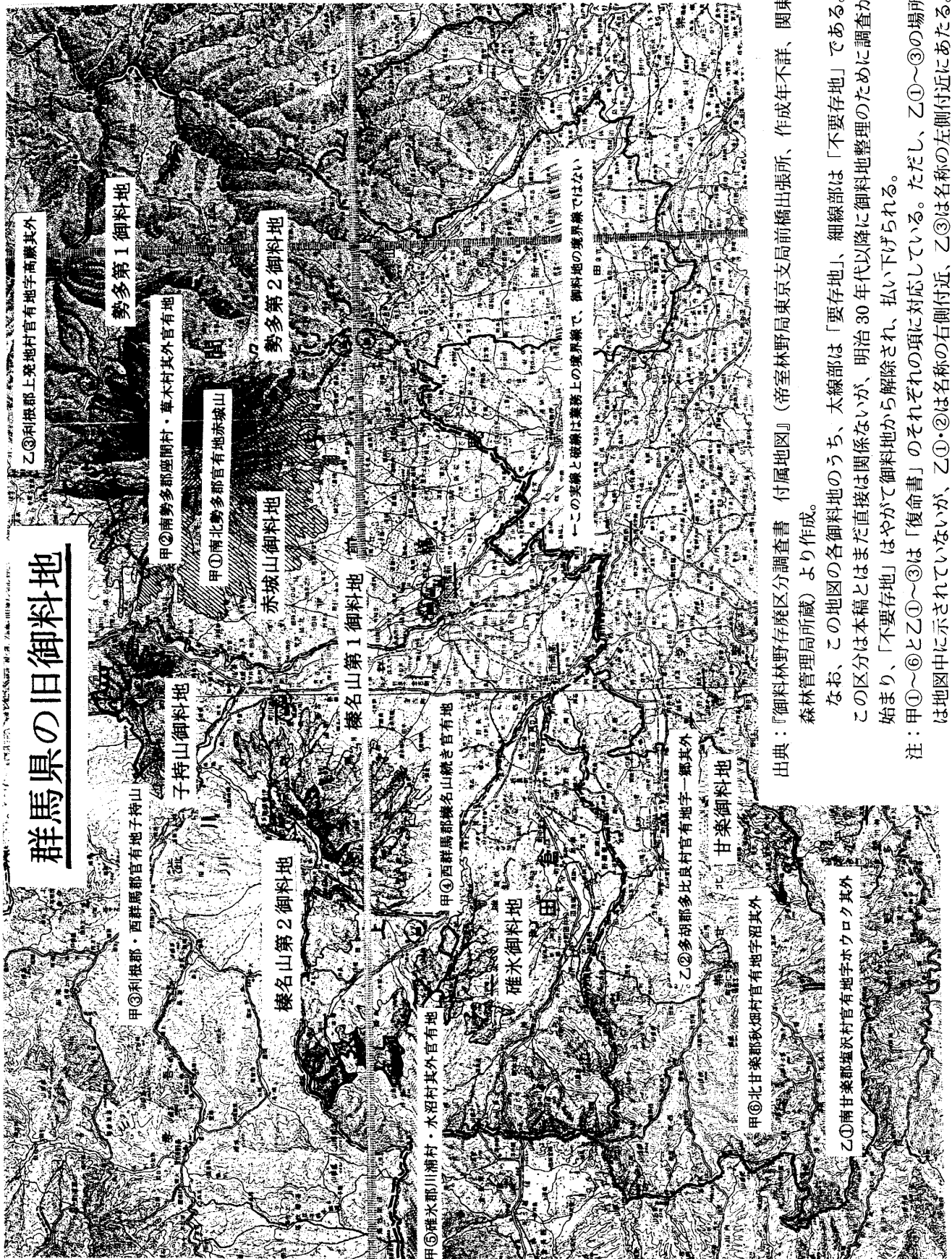
ここには、「御料局属大木真備、群馬縣下を調査すること三十余日」とあり、その結果は「復命」され、「其の議に依り……………編入す」と述べられている。しかも、それは「将来有益の地は皇宮地附属地と為」すためであり、また、「将来有益なる土地と然らざる土地とを区分」するためであるといい、わずか数行のところに2度も「将来有益」という表現がでてくる。さらに、この調査は「先づ群馬縣……………尋いで……………諸縣に及ぼさしむ」とある。

ちなみに、大木真備については、この時期の『官員録』に出てくるが、詳しいことはまだわからない。後日を期したい。

これを読めば、かなり周到な調査に基づく編入であったことが推測される。また、その際に「将来有益」か否かの経営判断があったことがわかる。そこで、末尾に「地籍録・法規分類大全」と典拠があるので、これを調べると、『法規分類大全』は、周知の文献だが、すでに取捨された編纂の感が拭えなかった。一方、『地籍録』は、いくら調べても所在どころか、書名すら知る人がなかった。そこで、宮内庁に問い合わせると、「未公刊であるが、部内資料であるから公開は控えたい」との趣旨の回答があった。最初に閲覧申請をしたのは1990年頃のことだったが、その後もこれが永らく続いた。

ところが、2001(平成13)年の情報公開法施行以降、漸次、宮内庁所蔵文書の利用制限が解かれ、『地籍録』の閲覧も可能となっていた。私は2003年に開始した別の調査の途次にこれを知ったが、当局の決断を是とし、ここに、『地籍録』に依って御料地形成の経緯と選定基準を具体的に把握する作業に着手する次第である。

そこで、本稿では、次の3つの理由から、群馬県に限定し、大木の巡回と復命書について検討してみることとする。



出典：『御料林野存廃区分調査書 付属地図』（帝室林野局東京支局前橋出張所、作成年不詳、関東森林管理局所蔵）より作成。

なお、この地図の各御料地のうち、太線部は「要存地」、細線部は「不要存地」である。この区分は本稿とはまだ直接は関係ないが、明治30年代以降に御料地整理のために調査が始まり、「不要存地」はやがて御料地から解除され、払い下げられる。

注：甲①～⑥と乙①～③は「復命書」のそれぞれの項に対応している。ただし、乙①～③の場所は地図中に示されていないが、乙①・②は名称の右側付近、乙③は名称の左側付近にあたる。

第1に、一口に御料地といっても、総面積約150万町歩もあった。これを全体として取り扱うことには量的にも技術的にも無理があること。

第2に、『地籍録』の量は膨大で、1冊当りはB5大・厚さ4～5センチで、各年数冊から10冊ある。関東震災で焼失した分もあるが、御料地編入にかかわる明治期の分だけでも約200冊あり、これを一度に調査することは困難であること。

第3に、群馬県に関する資料は、『明治二十三年 地籍録 三 群馬縣ノ部』という標題の簿冊1冊に納められており、量も少なく、比較的小面積で、出身地でもあるため地理的に他よりも知る所が多いので、手始めとしては好都合であること。以上。

なお、以下でいう『地籍録』とはこの「群馬縣ノ部」を指すものとする。

1. 巡回までの経緯

『地籍録』に綴じ込まれている諸文書を通読したところ、これは当然かもしれないが、文書全体の配列と脈絡は『皇室林野局五十年史』の中の「群馬縣所在官有原野の編入」（289～290ページ）の記述と同じと思われた。そこで、『地籍録』の概要紹介に代えて、便宜、こちらの骨子を次にまとめておくことにする。

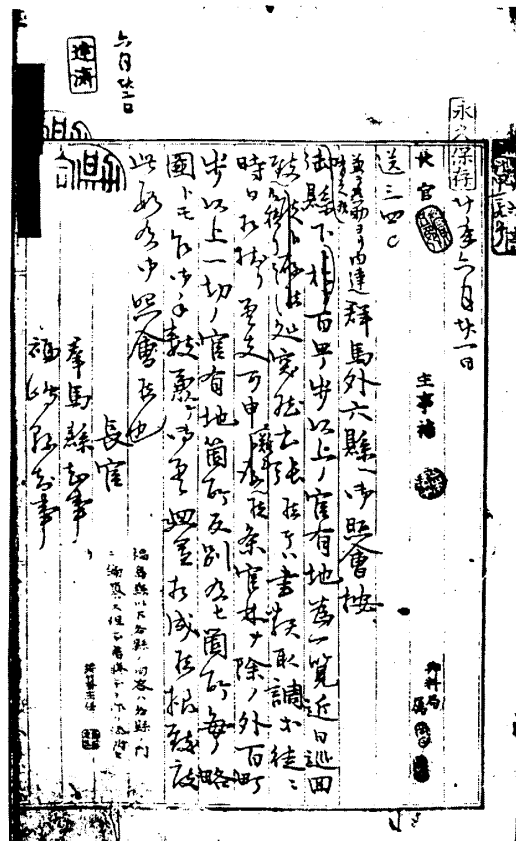
まず、「明治二十年六月の御料局長官の照会」があり、「同年七月六日群馬縣知事より……官有地調書を提出した」。そして「爾来御料局に於て実地に就き調査の上群馬県と照覆を重ね」、県民の利用に就て調整した後、「二十二年二月九日宮内大臣より内務、農商務両大臣に此地の編入を照会し、同年七月二十二日両大臣より了承の回答があり、……編入が一旦決定したが、其の後……編入面積を変更し十二月二十六日引渡を受け、二十三年一月十日群馬県知事に其の管理を委託した」ということである。

要するに、宮内省と内務・農商務両省、群馬県の往復が述べられているわけである。わずかに、「実地に就き調査」したとあるところが、先の『明治天皇紀』と重なるが、選定基準や編入根拠すなわち「何をもって将来有益とみなしたのか」の説明はない。そうなるのは、『地籍録』にある大木真備の「復命書」や付属文書（楫取素彦の「意見書」）への言及が全くないからであるが、しかし、これが欠落すると、その後の変遷についても、これこれこうなったという程度の制度の変化をいうことしかできなくなるのである。

そこで、『地籍録』の中の「復命書」に何が書かれているかということになるが、その前に、「巡回のまでの経緯」とさらに「巡回の概要」を見ておくことが理解に役立つと思われるので、そこから始めたい。

この『地籍録』の冒頭に、次に掲げる「群馬外六縣へ御照会按」がある。^{9) 10)}（適宜句読点を付け、片仮名は平仮名に変えた。以下同様）

群馬外六縣へ御照會按



注：宮内庁書陵部所蔵『地籍録』所収。

二十一年六月二十一日 群馬外六縣へ御照會按

兼て其筋より内達有之候御縣下に於て百町歩以上の官有地、為一覽近日巡回致度と存候
候積り之处、突然出張候ては書類取調等徒に時日相掛り差支可申も難斗候条、官林を除
の外、百町歩以上一切の官有地箇所反別及ひ箇所毎の略図とも、乍御手数兼て御差廻置
相成候様致度、此段及御照会候也。

長官

群馬縣知事
福島縣知事
宮城縣知事
山形縣知事
岩手縣知事
秋田縣知事
青森縣知事

追て、本件は至急を要し候に付、成へく速に御調越相成度。且又、御縣管内図も壺部御
差回有之度御依頼旁添て申進候也。

これは、明治20年6月21日に「送三四〇」として起案され、2箇所の見せ消ち部分に修正が加えられたのち、各県知事名の上方に記録の割り印が取られて発送された模様である。欄外には「六月二十二日」の日付が記され、「達済」の角印が押されている。

この文書の趣旨は、100町歩以上の官有地一覧のために巡回する予定であるが、突然では書類取調に手間取ることにもなりかねないから、官林を除く100町歩以上の官有地の箇所反別・略図・群馬県管内地図等の資料をあらかじめお送りいただきたいということである。

追伸で「至急」・「成べく速に」と催促しているのは、巡回が間近ということであるが、同時に、それは明治23年の憲法制定・議会開設までに設定するという期限が迫っているためでもある。

この文書を受け取った群馬県は、次のように回答している。

乙第一〇一〇号

縣下百町歩以上の官有地、近日御一覽相成候趣を以て、一切の箇所反別及ヶ処毎の略図并に管内全図共御廻送方、送三四〇号を以て御照会に因り則取調候処、別紙図表之通有之候。尤も絵図面は、境界不分明等により地況模写する能はさる分は之を除き候条、右に御了知相成度、且つ管内図壺部及御呈送候条、可然御取計相成度、此段御回答旁申進候也。 明治二十年七月六日

群馬縣知事佐藤與三 印

御料局長肥田濱五郎殿

この回答に「別紙図表 {掲載は略す}」が添付されて官有地調書が提出されたわけである。しかし、この表を後の大木の復命書と比較したところ、編入総面積約3万町歩に対し約2万町歩しか報告されていない。多いところで7割、少ない所は3割程度しかない。この時点において県の把握にかなりの杜撰さがあったことが推定される。一方、図表は83ヶ所分が提出された。そして、このうち27箇所には、出発前の視察箇所選定の際に付けたと思われる朱圈（朱の〇印）が地名の頭部につけられている。

ともかく、ここまでの2つの文書の内容が、先に引用した『皇室林野局五十年史』の骨子の冒頭部分ということになる。こうして大木は出発することになるのだが、『地籍録』には「十月二十一日達済」と記載された群馬県宛の出発通知書が残されている。

明治二十年十月二十一日 群馬縣下官有原野取調之儀に付御照会按

御縣下百町歩以上の官有原野、此程中御取調越相成候に付ては、該原野之内、別記之通り、碓氷郡上後閑村字赤根澤外二十六ヶ所、今般実地巡視悉致度候に付、来る二十五日頃より、御庁へ向け当局属大木真備出張為致候間、右原野関係の各村戸長役場より案内之者差出方御達相成諸事可然御取計被下度、此段及御照会候也。

長官

群馬縣知事佐藤與三

追て本文大木属巡視之節、原野關係の戸長役場に就き取り合せ度儀も有之筈に付、差支無之様、是亦夫々へ御達置相成度、此段申候也。

これによると、大木は「二十五日頃より」、「赤根澤外二十六ヶ所」を「戸長役場より案内候者差出」させて巡回する予定だったことがわかるが、この「照会按」には「群馬縣官有原野調」という題の付属文書があり、次に掲げるように「赤根澤外二十六ヶ所」が箇条書きされている。これは、先に群馬県が提出した「別図表」のうちの朱圈が付けられた箇所を順に書き出したもののようで、「不取敢朱圈を附したる個所實地取調候」と翌年2月に提出した「上請書」¹¹⁾で書いている。(カッコ内は面積であるが、町までに止めた)

- ① 碓氷郡上後閑村字赤根沢 (116町)
- ② 同 郡増田村字一ノ瀬 (122町)
- ③ 同 郡上里見村字間ノ山 (192町)
- ④ 同 郡水沼村字似手ノ萱外11字 (479町)
- ⑤ 同 郡川浦村字境澤外5字 (1002町)
- ⑥ 同 郡同 村多居平外4字 (657町)
- ⑦ 北甘楽郡秋畑村字沼 (123町)
- ⑧ 利根郡下川田村字横子 (150町)
- ⑨ 同 郡同 村字大竹 (114町)
- ⑩ 同 郡上発知村字高ワラビ (210町)
- ⑪ 北勢多郡糸井村字中道 (121町)
- ⑫ 同郡生越村外11ヶ村入会字赤城原 (2600町)
- ⑬ 多胡郡多比良村外22ヶ村入会字一郷 (101町)
- ⑭ 南勢多郡座間村柱戸山 (106町)
- ⑮ 同 郡下田沢村字横野 (147町)
- ⑯ 同 郡同村字東横野 (156町)
- ⑰ 同 郡草木村横川山 (163町)
- ⑱ 同 郡 村白濱山 (146町)
- ⑲ 同 郡高泉村外21ヶ村 (1200町)
- ⑳ 南甘楽郡塩澤村字ホウロク (114町)
- ㉑ 西群馬郡権田村字三ッ玉下 (145町)
- ㉒ 同 郡同 村字三ッ塚原 (246町)
- ㉓ 同 郡同 村字立石原 (273町)
- ㉔ 同 郡同 村字矢源沢原 (310町)

- ②⑤ 同 郡同 村字杏嶽原（253町）
- ②⑥ 同 郡渋川駅外18ヶ村（2200町）
- ②⑦ 同 郡中郷村外2ヶ村（300町）

なお、①⑨高泉村外には「此分絵図ナシ」とメモ書きがある。

要するに、大木は27箇所、総面積1万1746町歩に該当する地域を巡回するわけである。

2. 巡回の概要

それでは、大木はどう巡回したのだろうか。いまその行程を正確に示す「巡回日誌」などの資料の存否は不明だが、『地籍録』には、大木が巡回の途次に肥田浜五郎¹²⁾ 長官宛に書いた11月1日付と11月21日付の2通の手紙が遺されている。そこで、これによって行程を把握しておきたい。

大木の巡回調査については、先に引用した『明治天皇紀』には「御料局属大木真備、群馬縣下を調査すること三十餘日……。同年十二月二十六日復命せり」とあった。「復命せり」とは、「復命書」の提出日が26日ということのようである。したがって、巡回の正確な最終日を知ることはできないが、大木の手紙によると10月25日から11月一杯まで、遅くとも12月3・4日まで滞在したと推測される。そうすると、巡回日程は35～40日の期間だったことになる。その概要を追ってみることにする。

(1) 11月1日付書簡

まず、大木は25日に群馬縣庁に出張し、各原野巡回の打ち合わせをした。ところが、群馬県庁はこの事業の意味をよく理解していなかったか、歓迎していなかった模様で、その対応について大木は「当時、主任・属官他村へ出張中之趣に付、農商課員之者壺名案内として差出候旨申出候」と書いている。つまり、現場の責任者ないし担当者は不在中で、代わりの課員一名を案内人として差し出すとの申し出があったという。大木にどういう随員がいたかは不明だが、県の課員と戸長役場の職員を随えて26日に巡回を開始した。

巡回の初めとして、「渋川駅外十八ヶ村入会秣場」の取調をおこなった。なぜここからなのかは不明だが、県側の調査に疑問を抱いたか、精度を確かめようとしたのか、いずれにしても曖昧な部分が多かったようで、「実地取調候処、案外に縣庁之取調絵図面と行違の個所有之、一時は当惑仕候」と書いている。そして、渋川近在について、次のように報告している。

「此渋川駅外十八ヶ村入会秣場と称するものは、全く伊香保湯本の山嶽中にして、……反別百三十三町歩余に有之、字二ツ嶽と申山麓にて、春名湖を距る凡十七八町の所に御座候。……將亦彼の渋川駅外十八ヶ村入会秣場の反別二千二百町歩と申もの、内に此春名湖辺は含畜不仕候間、……即ち……、右の字二ツ嶽と外に小倉村外十一ヶ村入

会秣場と渋川駅外八ヶ村入会秣場等、何れも伊香保村の周囲に於て広大なる原野を取集め合計したる反別に有之候。而るを、縣庁に於て製表中區別不致、一ヶ所に相認め候は行違に御座候。」

群馬県庁が入会の正確な把握をしていなかったことが判明したのである。そこで、この外にも調べ漏れや不明瞭な箇所があることが予想されるため、「可成手廻し仕り、十分に御調行届候様可仕旨達存候」と報告している。

大木はこの調査に約1週間費やしたようである。そして、「明日は当驛より赤城山麓へ立入可申積りに御座候」と告げてこの書簡を終えている。

(2) 11月20日付書簡

この書簡は3つの段落からなる。

まず、赤城山の調査に着手した大木は、群馬県庁の調査が粗略なものであるという認識をさらに深めたようで、次のように書いている。

「當縣下各原野之儀は、先便にも上申仕候通、縣庁の取調は大凡そ其個所を示したるものと相見へ、行違多く、実地に相望候得共、何れの個所も多分の調漏有之」と書いている。

行き違いの多い個所として、具体的には、①利根郡下川田村の秣場、②北勢多郡糸井村并に生越^{おごせ}村外11ヶ村の秣場、③南勢多郡下田沢村字横野字東横野之と字大横野の秣場、④又同郡高泉村外21ヶ村秣場などが挙げているが、そのため、巡視終了後に県庁へ出向き、その詳細を申し述べるつもりであると書いている。

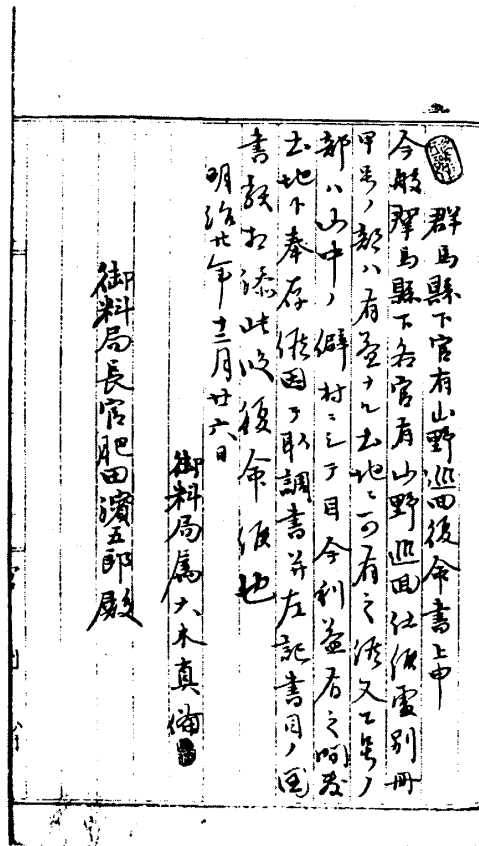
二つ目は赤城山の調査である。ここは「従来大に望みある宝山」なので「十日以上を費やし」て「精々取調置」と報告しているが、大木は、この日に前橋へ到着したと記しているので、前の手紙との関係から、2週間以上を赤城山の調査に費やしたことがわかる。

そして、三つ目として、今後の予定について述べている。すなわち、21日より多胡郡に着手し、そのあと南甘楽郡・北甘楽郡・碓氷郡・西群馬郡を巡視し、本月中に帰京するようになりたいと意向を述べ、ことによっては12月3・4日頃迄かかるかもしれないと見込みを表明している。これによれば、かなり分散した4郡を10日から2週間で巡回したことになる。この4郡の間は、現在なら車で1～2時間で移動できるが、当時の交通事情を考慮すると、半日から1日はかかると見なければならない。そうすると1郡当たり2日程度しか調査していないことになるが、何をどう見たのだろうか。

以上が、現在のところわかる「巡回の概要」である。

3. 復命書

群馬縣下官有山野巡回復命書上申



注：宮内庁書陵部所蔵『地籍録』所収。

大木が、帰京後の12月26日に御料局長官肥田浜五郎宛に提出した「復命書」の正確な標題は「群馬縣下官有山野巡回復命書上申」である。これは、次の3つの書目と別冊からなっていたようである。

- | | | |
|-------------------|-----|--------|
| 一 群馬縣下各官地民地事情書取 | 壹括 | } (袋入) |
| 一 同関係各村田畑其外御取調図書表 | 二十括 | |
| 一 同官地民地の状況参照図書類 | 壹括 | |

此書類本局に取纏有之候

しかし、『地籍録』には、3つの書目があったことを示す右の記載はあるが、添書きとして「此書類本局に取纏有之候」とあるのでわかるように、合冊されていない。

他方、「別冊」は、「甲乙仕訳表」と記載されて、28丁（白紙を除いて約50ページ分）の記載がある。すなわち、「甲号の部は有益なる土地」、「乙号の部は山中の僻村にして目今利益有之間敷土地」という趣旨で2大別し、編入対象とすべき土地6箇所（総反別4万1699町6反7畝25歩）と、除外すべき土地3箇所（総反別827町6反4畝23歩）とに分類して、

それぞれ理由を付している。説明は形式を決めて述べているわけではなさそうだが、おおむね、冒頭に総論として山嶺の様子を述べ、この後に「一………」と箇条書きで山麓の地形・樹林の状況・各村の生業や林野との関り・近隣の町や交通・最終評価などについて報告されて、最後に字毎の面積が表にまとめられている。表には「備考」があり、県側が提出してきた箇所・面積・地形などについて必要事項が添えられている。以下に「備考」とでてくるのは、これである。なお、取り纏めにあたっては、大木の説明を尊重するとともに、なおかつ大木がどこに注目したか、どこに有益さを見たかがわかるように良い意味で改竄した。

なお、この「復命書」の資料的価値の検討は、ここではスペースの関係で略し、別稿で果たすこととしたい。また、以下では、長文でもあるので、原文の引用は避け、要旨ないし読み下しで引用することにする。

(1) 甲の部―「有益なる土地」―

① 南北勢多郡官有地赤城山

まず、赤城山麓の18カ村・総面積約1万8511町4反5畝19歩（生越村赤城原2600町歩・同梨木平62町歩・糸井村中道外3字292町歩・森下村松ノ木平192町歩・椽久保村風反8町歩・川額村木戸外1字174町歩・多那村中倉外1字55町歩・輪組村牛房ノ原52町歩・青木村上大門外1字25町歩・砂川村下り萱外7字213町歩・日影南郷村スゲ外3字21町歩・下田澤村大横野外2字2808町歩・一毛村其外赤城村東南西部1万279町歩・宿廻り村内野外5字539町歩・高泉村程墓2町歩・山口村芝生地22町歩・石井村柴地3町歩・上南室村上大道4町歩・長井小川田村大場間外1字151町歩）と、外に沼地78町5反7畝26歩である。備考によれば、群馬県からは北勢多郡糸井村と生越村、南勢多郡下田沢村等の5700町歩分が提出されただけで、根利村からは調書も未提出なため、聞合中であるとしている。そして、そのため、今後の調査によって調べ漏れが見つかる可能性がある」と指摘しつつ、大体を取り調べておいたと述べている。

まず、山嶺は険峻な数峯からなるが、山上は広大な山野をなしていて、ここで3つの事業が行なわれているという。ひとつは、大沼・小沼の二つの湖水を利用した製氷業で、会社を設立し、税金を納めている。つぎに湖辺での牧畜業。そして、湯ノ沢に湧いた鉱泉によって元禄の頃から生計を営む者がいること、などである。

つぎに、山麓は、約十里四方の官有地に茅・雑草のほかには榎・栗・柏木等が繁殖しているが、沢の水を利用すれば耕地や宅地を設けることができると、開拓の可能性を指摘している。また、広大なので樹林地に適しているが、北西部は烈風のために殖林は難しく、東南部は地味が粗悪ということはないので、適宜に風防措置をほどこせば、山林にも耕地にもできると指摘すると同時に、実際に、村民のなかにこれに望みを托しているものがあること、さらに、北部の、官林が繁茂した箇所では村民が部分木を出願していることをあげ、樹林地にも耕地にも適した箇所を多分に含んでいると指摘している。

山麓の各村は僻村で、田は少なく、養蚕と樹林とで生活する人が多いといい、西南部の箕輪では、近年養蚕を試み、最良の蚕種を産出して好評を得ていること、気候が養蚕に適し、この地方の製糸は知られているため、逐年進歩していること、また、薪炭は前橋以南の地方で需要が多く、このため民林の繁殖が計画されていることに注目している。

こうしたなか、山麓にある官民地の境界が錯雑しているので、勉勵な農家はしばしば官地の方へ耕地を開いて、あとで地押調査の時になって古畑落帳と称して新たに台帳に記入し、地券発行を願い出るものも少なくないこと、一方、縣庁では、これらの私作を黙認して、耕地の増加を望むという有様であることを報告している。

そして、全体としては村落を形成しやすい地形なため、牧畜その他、色々と見込みをたてる者が多いが、入会各村の苦情があるため何事も着手しがたいと問題点を指摘したうえで、赤城山全部の地味は、西北部は粗悪だが、東南部は可で、地形も略々宜しい、かつ樹林は保存の道を得れば、おのずと雑木林に育つだろうから、有為の人がここで計画するならば、やがて運輸の便も開けて、相応の利益をもたらす個所である、と最終評価を下している。

以上によってわかることは、赤城山を御料地に編入した場合、現におこなわれている製氷・牧畜・鉱泉などの事業のほか、耕地や宅地としての開発可能性あること、村民の部分木出願があること、地域産業（養蚕）が発展していることや前橋などでの薪炭需要、今後の交通の発達が見込めることなどから相応の利益をもたらす見込みがある、これが「将来有益」という判定基準となっていることである。

② 南勢多郡座間村・草木村其外官有地

ここは渡良瀬川上流の4ヶ村・総面積2506町6反6畝歩（座間村柱戸山8字1054町歩・草木村白濱村外6字6万64町歩・^{こうど}神戸村高戸山外10字328町歩・花輪村龍ヶ窪外23字459町歩）である。備考によると、群馬県からは座間村と草木村の分の一部分を提出してきたが、実地に調べたところ、平坦地はなく、ほぼすべて山林で、一区域をなし、近隣の沢入村・小中村及萩原村・上田沢村等の官地と接続しているので、これらを合併すれば広大な山林となるが、まだ官林に編入されていない所がある由なので、今回の巡回では、その実況の大体を調べておいたとしている。

地勢については、東方は沢入村・足尾村に近接し、北方は赤城山麓と隣接し、西方約8～9里には前橋町があり、南方は峰を境として山田郡となるが、全体は足尾山・袈裟丸岳等の山脈と接続し、起伏のある土地で、積鬱とした樹林地をなしているものの、多くはまだ官林に未編入である一方、民林には所々に杉林があつて地味に適していると見えるが、近年、資力のないものは、雑木林の方が速く利益があがるといって杉林を好まないと、杉の可能性を指摘している。

村の状況については、いずれも渡良瀬川沿いの狭隘な僻村だが、古くから養蚕で有名であること、田は少ないものの、養蚕と薪炭に依存する生活なので、一般に桑畑と樹林を希望し

ていること、よって、各村からの山林輪伐の出願や、官林払い下げを希望するものが多いと述べている。そして、山家は養蚕と薪炭で家計を支えるのが常だが、運搬の便がよい地方は益々繁昌している一方、この地方の各村には多くの民林があり、広大な秣場があるものの、耕地に乏しいため、なお土地や樹林の不足を感じて官林官地等の拝借を望む者があるという。

そして、この地方は、足尾銅山のために近年新道ができたこと、また、足尾・前橋間約13里の運搬には車馬が通じたことのほか、山野について、沢入村・小中村等の官林と合併すれば一大区域となるから、輪伐や払い下げを許可すれば、無限の木炭を産出する好い土地となると評価している。

以上によってわかることは、ここはすでに樹林地があるが、今後官林が増える可能性があり、杉林に適していること、僻村だが養蚕のための桑畑や薪炭のための樹林の需要があって輪伐の出願や払い下げの希望があること、耕地や樹林の不足のため官への土地借用を希望があること、足尾銅山のための新道ができ、前橋との間に車馬が通じたこと、近隣の官林との合併をおこなえば大区画となるから輪伐や払い下げによって無限の木炭を産出する良い土地であること、これが「将来有益」であるとの判断になっていることである。

③ 利根郡・西群馬郡官有地子持山

ここは、子持山一帯9箇村・総面積206町6反7畝18歩（利根郡今井村土橋外1字8町歩・下川田村横小外2字287町歩・尾形原村タレコ澤外4字178町歩・岩本村水久保外17字125町歩・上白井村澤境外5字301町歩・中郷村外5ヶ村秣場419町歩・北牧村寺平外5字466町歩・小野子村東山外3字208町歩・中山村合ノ澤外1字20町歩）である。備考には、群馬県からは下川田村と中郷村等の箇所だけを提出してきたが、実地に取り調べたところ、広大な官有地に接続した一区域であることと、大きな調べ漏れはないことを述べ、その実況の大体を調べておいたという。

まず、子持山の概要について、険峻で起伏し、東北部は利根郡に、西部は西群馬郡に峰づたいにつながっている、そして、東方は利根川を挟んで赤城山と相対し、西南は吾嬬川を挟んで榛名山と相対しているの、三山がちょうど鼎立した位置関係をなしている状態だという。

そのうえで、地勢について、山頂に僅かに官林があり、山麓は数箇の溪谷が山を分け、陰しい箇所とそうでないところが半々くらいあるが、地味は良く、低地は開墾に適し、そのほかは樹林に適するといい、現に官林に樹木が繁茂し、西部は杉に適当な地味をしている一方、民林では約20年目の杉林から5寸角を出しているとその優良ぶり紹介している。

つぎに山麓の景況について、いずれも僻地ではあるが、西群馬郡には三国街道が通り、利根郡には清水越新道が通っているので、運輸・交通に不便ないうえ、清水越新道には、高崎より子持山麓を経て沼田町に至るまで鉄道築造の計画があるから、ゆくゆくは便利な土地に

なると予測している。

さらに、周辺各村の状況は、どこも田が少ないために山林に依存していること、また、養蚕に近年改良がみられ、そのために桑畑の不足し、官地の払い下げを希望する者があるとのべる一方、山麓のやや平坦な部分は耕地とすべきと提案している。

そして、山麓の秣場について、山野の全部が数村入会秣場となっていて、利根郡の各村は秣料を上納しているが、西群馬郡の各村はまだ秣払い下げの出願をしていない、これにたいして、北部の中山村は広大な一村共有の秣場をもち、年々他村へ秣を売却していて、上等な所は1反歩で約金15銭を得ていると報告している。

そこで、この山野は、保存方法がよければ、自然と雑木林ができるし、秣場あるいは茅のまま村民に貸与しても相応の利益がえられる土地と評価を下している。

以上からわかることは、地味が杉林に適すること、交通至便なうえ鉄道計画があること、養蚕の改良で桑畑需要があり、官地払い下げの希望者があること、秣料が見込めること、これによって「将来優良」と判断したことである。

④ 西群馬郡榛名山続き官有地

ここは榛名山一帯・総面積1万11町7反4畝25歩（渋川駅外7ヶ村^{いわよせ}巖合字619町歩・川島村離山外6字74町歩・伊香保村榛原外1字112町歩・湯中子村蛇嶽外10字286町歩・渋川駅大野91町歩・石原村羽生平88町歩・小倉村外11ヶ村上野原1250町歩・長岡村外16ヶ村二ツ嶽133町歩・西明屋村外81ヶ村中野5000町歩・下室田村外2ヶ村内野911町歩・榛名山村相馬嶽21町歩・三ノ倉村柏木山175町歩・権田村三ツ塚原外4字1146町歩）と外に榛名山村榛名湖の湖面150町1反2畝13歩と同氷室嶽外8字の官林202町2反1畝10である。備考によれば、群馬県は、西群馬郡の分は渋川近在の箇所のみ提出してきたが、実地に取り調べたところ、広大な官有地に接続した一区域をなしていたこと、ここには調べ漏れがあるかもしれないこと、今回は吾嬭郡へは巡回せず（これは最初から予定していなかったようで、下記の本文中には「可立入豫期無之」とある）、西群馬郡だけについて実況の大体を調べておいたことを報告している。

まず、地勢については、榛名山上には少し官林があり、榛名湖があること、東から北にかけて相馬岳・二ツ嶽等の険山があり、それを超えると伊香保村の山麓に達し、南から西にかけては^{するすいわ}榴血岩・^{すももだけ}天神峠・杏嶽等の山脈があり、これを超えると字上野・字中野・字内野その他の山野に至る最も広大な山野であると説明している。

そして、山頭は巖しい山々が起伏して湖水を取り囲み、湖の東方には広い原野があり、これが字富士と称する草山であること、そして、あたかも庭園のようで天然の位置はたいへん良いと風景を紹介した後、湖からは鯉や鮒が多くとれる一方、湖の周辺の原野を牧場として借りるもの、あるいは、湖から氷を取り、許可を得て氷室を建設した者もいると、利用状況を報告している。

山麓については、北東の方の湯中子村・伊香保村等の山野から、西南の方の権田村まで、南部の秣場は起伏に富んだ一繋がりの広漠とした山野であるが、地味もよいので、耕地・樹林地・牧場等に適さないところはないと推薦し、近況として、村民等が共議して部分木・開墾・牧場等の計画を立て、既に許可を得ているところもあると報告している。

山麓各村の動向としては、凶荒による人口減で廃田となった土地も、人口が増加するにしたがって官有地の払い下げを望む者も出てきていること、多くは僻村で田は十分でないが、渋川・高崎・金古・前橋等からの距離は遠くないので、養蚕・薪炭・木材を業とするものは相応の利益を得ているようであると観察している。

そして、この山野は、吾嬭郡萩生村その他の官地もこれから取り調べて合併し、樹林・牧畜・養蚕等の計画を立て、地形をみて住宅を建設するならば、多くの村落を組織できて、たいへん便益のある土地と見込めるとしている。

以上からわかることは、榛名湖の氷・その周辺の牧場という利用状況があること、山麓の地味がよく、村民が部分木・開墾・牧場などの計画を立てていること、人口増で官有地の払い下げが望まれるようになってきていること、養蚕・薪炭・木材等の市場として渋川・高崎・金古・前橋が近くに控えていること、他の官地を調査・合併して、樹林・牧畜・養蚕・住宅建設等の計画を立てれば、便益ある土地と見込めること、これによって「将来有益」判断したことである。

⑤ 碓氷郡川浦村・水沼村其外官有地

ここは、碓氷郡の8ヶ村・総面積7747町9反4畝19歩（川浦村境川外22字3242町歩・水沼村大平外21字1199町歩・岩氷村オ子ヤマ226町歩・上増田村一ノ瀬外9字1645町歩・^{ひちしお}土塩村ハジカミ外11字505町歩・上後閑村アカネ澤外1字255町歩・西上秋間村臼澤外4字480町歩・上里見村野間山192町歩）である。備考によれば、群馬県からは川浦村・水沼村・上増田村・上後閑村・上里見村だけを提出してきたが、実地に取り調べたところ、広大な一区域をなした官有地であったという。この地は碓氷峠より山脈が始まっているが、なおこの外にも、坂本・横川・五料その他の官地には調べ漏れがあるようだと見込みを述べ、今回巡回した所だけその実況の大体を取り調べておいたと報告する。最後に、天保年間、旧幕府が樺の大材を伐出したことがあるが、いまもなお相当な樺材が保存されていると付け加えている。

まず、地勢については、次のように述べている。碓氷峠の山脈より起り、^{ひちしお}土塩村・上増田村・上後閑村・西上秋間村・上里美村等に至る5里ほどの一区域をなす長大なる山野で、山脈は起伏して数村に跨り、古より秣場として各村で区分してきた。地味は最良とはいえないが、樺などの雑木が多く、茅などの雑草も繁茂している。^{あいまかわ}合間川が流れて烏川と合流しているが、この川を使って木材を流送できる。また、牧場や開墾・樹芸等にも適当な山野である。硫黄を出す地があり、現在、許可を得てこれを掘り取るものがある。

各村の状況としては、上増田村よりは、官地を開墾して無料払い下げを受けたものがいて、引き続き余力をもって開墾していること、また、上後閑村その他の村民には部分木の許可を得たものもあること、当地方は秣が十分なだけでなく、磯部・安中などの市街から遠くないので、有志の中には牧畜・桑畑・山林等の殖産の計画をするものがあると報告している。

また、この地方は田畑が不十分なため、従来、樹林によって生活するものが多く、なかでも、西部の川浦村では杉の良材を産出し、東部の西上秋間村・水沼村も一樣によく杉材を産出すると報告し、具体的に、杉は植え付けてから20年で4尺回りの木材を出すと紹介し、林業に向いた土地であることを強調している。そして、杉は東部より西部の方は良木が多いが、雑木は東部の方が西部よりよいこと、薪炭・杉材などの産出物はどれも高崎や安中などへ売却するのに便があるため、植林には熱心な村落である一方、ただし、資力あるものは、年限が多くかかるにもかかわらず、杉の繁殖を貴び、資力のないものは、運搬の便不便に関係なく、雑木林の天然生に依存するようであると観察している。

このように説明してきて、この山野は長大で、北方は烏川を挟んで榛名山に対し、高崎・安中などへの交通の便がよく、ことに北部は草津街道に近く、道路がほぼ平坦であるので、植林や牧畜などに有益な土地と評価している。

これによってわかることは、烏川を利用して木材流送が可能なこと、硫黄採掘ができること、開墾や部分木の許可が見られること、磯部・安中を市場としてあてこんだ牧畜・桑畑・山林等の殖産計画があること、杉材の生産に期待が持て、林産物が高崎や安中売却できる便があること、このため植林に熱心であること、これらによって「将来有益」と判断されたことである。

⑥ 北甘楽郡秋畑村官有地字沼其外

ここは、北甘楽郡秋畑村の字沼123町と長開外11字361町、総面積485町2反7畝15歩である。備考には、群馬県には沼のみ提出してきたが、実地に取り調べたところ、約数100町歩ほどの官地と接続し、少ばかり官林が含まれていたと報告し、その実況の大体を調べておいたという。

まず地勢について、連山起伏し、南方は多胡郡や上日野村と峰が境なっていると述べたあと、山の上の方は茅野で、谿間には草木がよく生育し、地勢は東北に面し、最も高燥である述べている。地味は十分ではないが、雑木林や桑畑などに適当であること、また、鉾石（石灰石や石筆の原石）が2種類に産出し、目下、許可を得て採掘し、石灰製造の準備に着手していると、利用について報告している。

景況としては、村に田はなく、人々の多くは山の中腹より上に居宅・倉庫などを設けているという山間の狭隘な僻村で、平坦な土地に乏しいため、耕地はおもに山の中腹から、頂上まで及んでいて、養蚕や製紙などを業とし、あるいは薪炭を売って生活を営んでいるとみている。

そのうえで、この地方はまだ汽車の便がないが、富岡町や新町などへ交通の便があるため、産業上においてやがて相応の便益をもたらすと評価を下している。。

以上によってわかることは、地味はそう良くはないが、雑木林や桑畑などに適当であること、鉱石が産出すること、養蚕・製紙・薪炭などを業として生活していること、汽車は開通していないが、富岡や新町などへ交通の便があること、以上によって「将来有益」と判断したということである。

(2) 乙の部—「山中の僻村にして目今利益有之間敷土地」—

① 南甘楽郡塩沢村官有地字ホ^{ママ}ウロク^{ママ} 13) 其外

ここは、現在の多野郡神流町北部にある塩沢村字ホ^{ママ}ウロク^{ママ} 114町歩と字猪窪外 8 字 153 町歩、総面積 268 町 2 反 9 畝 25 歩である。備考には、群馬県は字ホ^{ママ}ウロク^{ママ}のみ提出してきたが、実際には、字猪窪その他の官地に接続しているばかりか、万場村その他の広大な官有山野に接続しているが、今回は巡回した所だけの実況の大体を調べておいたと記している。

ここでは、特に地勢のようなことはまとめられていないが、塩沢村字ホ^{ママ}ウロク^{ママ}と称される官有地は、字猪窪その他の官有地と接続していて、万場村・生利村・柏木村の官有地と合併すれば、総面積が千町部以上になる土地であること、北方にある塩沢峠の傍らに沿った山岳にあり、舟子村・上日野村の間の陰崖なる茅野であって、栗材の巨木があり、たいへん幽静な山中であること、地味は良いが、地勢は良くないので、耕作には不便であることなどが述べられている。

村の状況については、この地方が古来山^{さんちゅう}中と称し、田はなく、養蚕を主とするが、桑畑は、平坦な耕地が不足なため、山地にこしらえ、その育成も粗略なのが常であること、そればかりか、周囲が至るところ山という狭隘な山村で、地積の割に人口不足なため、秣などは村内の分も刈り尽くすことができないと報告している。

このように短い説明のあと、この山野は、周囲に連接する官林官野を合併して、牧畜するにはよいかもしれないが、とにかく険しい山が幾重にも重なり、甲斐・信濃地方の奥山から猛獣が出没するので、監守上多分の手数を要し、目下利益はない土地と考えられる、と評価を下している。

以上からわかることは、周辺の官有地を合併すれば、面積はそれなりにはなること、しかし、懸崖の茅野で、地味はよいが地勢はよくなく、耕作に向かないこと、桑畑などは山地にしか作れず、育ちが悪いこと、面積の割に人口が少ないので、秣なども余ること、したがって、牧場のように粗放的なことにはよいが、それでも管理が大変で利益を得るには難しいと判断したことである。

② 多胡郡多比良村官有地字一郷其外

ここは、多胡郡 4 村(多比良村一郷 101 町歩・同塩坂 42 町歩・塩村字陣見ヶ入外 1 字 45 町歩・

神保村字八束19町歩)、総面積208町5反1畝18歩である。備考には、群馬県からは多比良村字一郷についてだけ提出してきたが、実地に取り調べたところ、官地が接続しており、なおこの外に大沢村と上下日野村などに広大な官地があるように見受けられるが、まず、今回巡回したところだけの実況の大体を調べておいたと記されている。

この土地は、字塩坂などの官地と接続し、塩村・大沢村等の官地を合併すれば、ずいぶん広大な土地であるが、東部の各村は田は多く、そのため秣の必要を感じ、およそ三里内外の各村が入会する秣場になっている。いずれも山地にある秣場で、不便な土地である。

したがって、ここは高崎からおよそ3～4里の地なので、牧畜あるいは樹林には良い箇所かとは思われるが、字一郷の官地だけでは区域も狭く、地味もそうよくないので、秣場の外にはとりたてて見込みのない土地とおもわれると評価を下している。

以上からわかることは、接続する官地を合併すれば広大な土地になるが、東部の各村では田が多く、三里内外の各村の入会になっていること、山地で不便な土地であること、高崎から近いから牧畜や樹林にはよいが、一郷だけでは狭いし地味もよくないこと、秣場のほかには利用価値がないことなどである。

③ 利根郡上発知村官有地字高蔵其外

ここは、利根郡上発知村(字高蔵217町歩・字滑沢外1字133町歩)、総面積350町8反3畝10歩である。備考によると、群馬県からは、字高蔵反別210町2反歩として同所だけ提出してきたけれども、実地に取り調べたところ、217町5反あった。ほかにも字滑沢その他の官地と接続している。よって、その実況の大体を調べておいたと記されている。

まず地勢などについて、ここは、字滑沢などの官地に接続し、^{ほたか}武尊山の嶺を境界として藤原村の官林に隣接し、また、迦葉山と川場村の官林に接続している秣場で、これらの官林を合併すればずいぶん広大な土地となると、その状況を次のように報告している。

この山野は沼田町の北方およそ三里の奥地にあり、全体に地味が粗悪で、草生は十分でない。たまに栗・柏などの樹木を見ることがあるが、開墾はもちろん、牧畜その他にも見込みはなく、薪炭林としても期待できない、と。

そして、この近傍の村民は、大方が眠っているかのような惰民である由で、多くは前後の得失さえ弁知しないような有様なので、今ような景況では利益がある地方とも見受けられないと最終評価を下している。

ここからはわかることは、接続する官林を合併すれば広大な土地になるが、沼田から3里もある奥地で、地味が悪く、草も十分生えていない土地なので、開墾にも牧畜にも薪炭林としても見込みがないと判断したことである。また周辺住民が惰民といわれていることも挙げている。

まとめ

さて、ようやく念願の「復命書」に目を通すことができた。しかし、本稿は、大木が何を報告しているかを見ることだけで終わる。残余は別稿で果たす予定だが、まとめとして2つ述べておきたい。ひとつは、大木の「復命書」のとりあえずの総括である。もうひとつは、なぜ大木は「復命書」をこのように書いたのか、ということについてである。

(1) 大木の「復命書」のとりあえずの総括

それでは、大木が巡回でどういうところに視点を置いていたのかをまとめておこう。まず、「甲の部」は「将来有益の地」ということであった。また、「乙の部」は「山中の僻村にして目今利益有之間敷土地」であった。それはどういうことかといえば、次のような諸点に関して何らかの長ずる点をもっていて、編入後に相応の利益をもたらすということができるか否かということであるだろう。すなわち、①経営上必要な規模。しかし、これはもともと100町歩以上が対象なのである。②利用の沿革と今後の展望、これとかかわる自然性や地勢。③地味の良否。④周辺住民の生業・産業と官有原野への需要・依存度。⑤交通事情、そして市場としての周辺都市との繋がりや時間的距離。⑤入会の実態。以上、わかってしまえば単純なことだが、従来、具体的にこれを知ることはできなかったが、「復命書」からはそれが良くわかるのである。

しかし、同時に疑問も残る。たとえば、「甲の部」⑥秋畑村官有地は、地味は十分でないが、雑木林や桑畑に適當、鉾石が2種類出るというだけで、富岡町や新町に交通の便があるために産業上便益をもたらすとはいうものの、ほかの候補地から離れすぎているし、規模も小さいようにおもわれる。これならば、「乙の部」②多比良村の方が、鉾石のようなものは出ないが、高崎にも新町にも近い。最初から自営する意図がないからこうなるのかもしれないが、はっきりしない所がある。秋畑村は富岡製糸場の存在などとも関係があるのだろうか。

それはともかく、大木の「復命書」により編入の視点を具体的に把握することができた。しかし、大木が巡回で見たものはそう多くはなかったと思われる。ところが、『地籍録』でも『皇室林野局五十年史』でも、このあとは編入の遣り取りだけで終始している。あらためて巡回に出張した様子もないし、編入時にすら「実地立会を要せず、書面上授受致候」¹⁴⁾ということであった。しかし、『明治天皇紀』には「其の議に依り……編入す」とあるから、つまり、大木の「復命書」により編入されたと書かれているから、ともかくこうして確定したのであろう。

(2) なぜ大木は「復命書」をこのように書いたのか

それでは、なぜ巡回の際の視点はこうなったのだろうか。いま、その根拠とみられるのが、大木の「復命書」に付けられた付属文書「参考 楢取従四位意見書之写」である。これは楢取素彦¹⁵⁾が宮内卿の伊藤博文に提出したものであるが、楢取の趣旨は「皇室財産を設けよ」

ということである。その行論の中で次のように書いている。

わが国内の経済は、「土地に資らざるはなし。土地に資り、遺利なからしむ。理財何そ必しも窮乏を困まん」。しかし「森林の如きは、固有の地籍、巨万の段別ありと雖とも、……主務省中、其方案を講ずるも、施設の日尚浅く、未だ良結果を見るに至らず」だからだめだという。ではどうするかというと、「地租の負担を荷ふべきものは大蔵省の原簿に入」ってしまったから、「帝室所用と雖、原簿中より、軽々分割すへからざる」ことだが、「原簿に記載の外、猶許万町歩の地」がある。「官民有不定地、並に共有秣場是也、之を各地方に令し、調査せしめは、幾万町歩の額に上る可し、是、帝室費の支出を計る、理財の源泉となるべきもの」であるという。

一方、帝室費・宮内省費は、17年度の予算でさえ220万円を超過した。これから国勢の進歩につれてまだ増えるだろうから、これを支弁する策を講じるのは急務だといひ、「之か計を為す者、地に資るの経済ある而已、嗚呼、官民有不定地、及び共有秣場等を区処して、皇宮所属の名称を判然たらしめ、開拓・植林・牧畜、其他地味の宜しきに随ひ、作業を課し、開拓地は、年期の歟下を許し、殖林地は、部分木の如き制を定め、牧畜地は、拝借料を上納せしめは、年を追ひ、巨額の料金を実収する、必然に之れあり」と提案している。

大木が「復命書」にこの「意見書」を添えたということは、おそらくこの下線部などへの共鳴があったからだろうと思われるが、それだけではなく、もっと組織的だったと思われるところもある。それは、大木が前掲の「上請書」を書いているが、これには、いつのことかはわからないが、「先年中楢取旧群馬縣令の意見を以曾て皇宮地附屬地へ御編入可相成様計畫被致置候個所も有之候」との表現も見られるからである。しかし、ここではまだこれには立ち入らないで、紹介にとどめることにする。楢取の「意見書」と、大木の巡回と「復命書」の意味は、明治30年代以降の御料地整理との関りで、改めて検討してみることとしたい。

ともかく、大木の巡回と復命書が根拠となって、明治22年に、次の表のように群馬県の御料地は形成されたのである。

群馬県下各御料地名称表

縣	国	郡	村	御料地名称	反 別	
群馬	上野	南北勢多	赤城根村外7ヶ村	赤城山御料地	15589町	1602
全	全	南勢多	東村	勢多第1御料地	522町	4200
全	全	全	全	勢多第2御料地	94町	0028
全	全	利根西群馬	川田村外4ヶ村	子持山御料地	2638町	8614
全	全	西群馬	渋川町外1ヶ町6ヶ村	榛名山第1御料地	7162町	5704
全	全	全	倉田村外1ヶ村	榛名山第2御料地	1247町	5117
全	全	碓氷	烏淵村外4ヶ村	碓氷御料地	3902町	2229
全	全	北甘楽	秋畑村	甘楽御料地	376町	3328

注

- 1) 『皇室林野局五十年史』(同局刊、昭和14年) 386ページ。
- 2) 御料地の中に林野と原野の2種類がある理由としては次のような証言がある。
「……………これ森林の収益増進は、之を多年の後に期せざるへからざる。先づ原野を開拓して農地となさば、期斗ならずして早く収益を獲へく、是に由りて帝室の御経済上、彼の増収を多年の後に期すへき森林の御有を、補はむとの目的なり……………」(『皇室財産意見書 中村弥六・塩沢健』宮内庁書陵部所蔵)。
- 3) 「世伝御料勅定に係る委員報告案」(国立国会図書館憲政資料室所蔵、寺島伯爵家文書所収)
- 4) すなわち、明治9年に内務省が全国に提出させた官林の絵図面はあったが、これはまだ近代的な測量技術に基づいていなかった。また、内務省地理局・農商務省地質調査所・海軍水路部・陸地測量部の測量をもとにケバを用いた地図の刊行されるのが19年～24年であるが、まだ地形測量が精々で、所有権を確定するような測量にはなっていない。(『地質調査所百年史』昭和57年、同刊行委員会。久松将四郎「地質調査のための測量の歴史」、『地質雑誌』Vol.65, No.2。「輯製二十万分一図解説」、平凡社『群馬県の地名 日本地名歴史大系 第10巻』1987年)
- 5) たとえば、塩沢健は次のように回顧・述懐している。
「予は、御料局に奉職のはじめ……………実況調査の命を受けて、明治26年より翌27年に亘り千葉・茨城・群馬・栃木・福島・宮城・岩手・青森・秋田9県に出張し、各県の御料地を一筆毎に調査した。当時各県とも殆んど御料地の図面がなく、福島県の如きは台帳も無かったのである。」(『御料林にかんする二三の事項』、『明治林業逸史続編』昭和6年、366～370ページ)。
なお、塩沢は、1864年に富士郡に生まれ、明治25年に旧帝大農科大学林学科を卒業後、御料局に就職し、その後、大正7年名古屋支局長、13年札幌支局長などを歴任し、昭和4年退官している。
- 6) すなわち、その際に御料局測量課長として活躍する神足勝記が農商務省から抜擢されて就任するのが24年、神足が「御料局測量準則案」を作成するのが25年、これが実施されるのが26年からである。ちなみに、この時作成された『御料地測量簿』が今でも多くの国有林野の基本台帳になっているのである。
なお、神足勝記については、上條武『孤高の道しるべ』(銀河書房、昭和58年) 第3・4章に詳しい。また、佐藤博之「先人を偲ぶ(2)」(『地質ニュース』347号、昭和58年)、上村直己『九州の日独文化交流人物史』(熊本大学文学部地域科学科、平成16年)でも取り上げられている。
- 7) 「国有財産の皇室財産への組換えは極めて無造作に一部のものによりおこなわれたことが特徴的である」(石井寛治『日本経済史』、東大出版、1992年、170ページ)。
- 8) 明治6年の地券発行の際に太政官布告第114号で規定され、明治7年の同第120号地所名称区別で改定された「官有地」内の分類で、皇宮地は第1種に入る。以下、第1種はほかに神地(民有でない社地)、第2種は皇族賜邸と官用地(各省所用地)、第3種は山岳・原野・その他の民有地でない土地すべて、第4種は民有でない学校用地など。
- 9) なお、「按」とは稟議などにより許可を得る目的で作成されている謂いで、これが清書して発信される。その文書が群馬県側に残されているか否かはまだ調査していない。
- 10) 御料地の管理経営を担当する「御料局」が設けられたのは明治18年であるが、それ以降この文書までのやり取りについては、その有無も含め、不明である。また、『地籍録』の他の簿冊にあるかもしれないが、これも未調査である。
- 11) 明治21年2月28日付で、とくに標題はないが、末尾に「上請候也」とあるので、そう呼んでよいと思われる。
- 12) 肥田濱五郎については、土屋重明『近代日本造船事始—肥田浜五郎の生涯—』(新人物往来社、昭和50年)がある。しかし、この中では、肥田が御料局長官になったことや皇室財産設定に関ったこ

とは記されているが、肥田の建言については言及されていない。

13)『山と高原地図 15 西上州・妙義』(昭文社、1990年)では「ホーロク」と記している。

14)「群馬縣知事へ御照会案」(明治22年10月24日、『地籍録』所収)

15) 楢取素彦(かとりもとひこ)は、文政12(1829)年生～大正1(1912)年歿。山口県出身。群馬県令を歴任、のち宮中顧問官。